

3 千葉県の健康目標

(1) 千葉県の健康目標と取り組みの方向



千葉県健康目標と取り組みの方向

1 千葉県の健康目標

(1) 基本目標

県民の健康の現状と課題について、前章における過剰死亡の検討や県民の健康に関するアンケート調査結果などの分析を踏まえ、次の三つの目標を基本目標として一次予防に重点を置いた健康づくりを進めることとします。

- ① 平均寿命の延伸
- ② 健康寿命の延伸
- ③ 生活の質の向上

(2) 11分野の目標値

基本目標の実現に向けて県民に備えてほしい姿や行政機関が支援するために必要な施策を目標値として11の分野にわたって示しました。

この指標は県民一人ひとりが自己を見つめ直し、自らの目標を設定する上で参考となるものであり、また、関係者にとっては健康づくり運動の普及の拠り所となるものです。

(3) SALTによる死亡数の削減目標

11分野の目標値とは別に、SALTの考え方により、本県の年間の死亡数を、男性ではがんを531人（がん死亡者の7.7%）、心疾患を425人（心疾患死亡者の14%）、自殺を168人（自殺者の21%）、糖尿病を61人（糖尿病死亡者の20.5%）、女性ではがんを342人（がん死亡者の8.1%）、心疾患を509人（心疾患死亡者の17.5%）、自殺を62人（自殺者の19%）、糖尿病を40人（糖尿病死亡者の15.7%）減らすことを当面の到達可能な目標として掲げ、この達成を通じて県民の健康をより高めることを目指します。

2 重点課題と取り組みの方向

(1) 男女による身体特性の差・地域や世代の別を踏まえたきめ細かな生活習慣病対策の確立と実践

① 県民一人ひとりのための健康づくりメニューの呈示

生活習慣病や寝たきりの予防のため、食習慣を踏まえた個別栄養指導や健康運動指導士による個別運動指導などにより、その人に合った健康づくりメニューを呈示するとともに、疾病や服薬の経過、運動、食事、睡眠等の変化を記録することにより自己管理ができる健康手帳を配布し、県民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取り組みを促します。

また、障害者に対しては、リハビリテーションセンターなどの協力を得て、障害の部位、程度に応じた健康づくりのメニューを呈示します。

- ② 地域みんなで支え取り組む健康づくりのための基盤整備
学校、社会教育、職域における取り組み等との一層の連携を図り、あらゆる機会を通じて健康知識の普及を図ります。
また、ヘルスサポーターなど地域の健康資源を活用して健康づくりに取り組むほか、教育機関、企業等の持つ健康施設の地域への開放を促進する等健康づくりのための基盤整備を進めます。
 - ③ コメディカルスタッフの研修支援体制の整備
個別指導を担う保健婦など医療従事者を増やすとともに研修支援体制を整備します。
- (2) 少年期における適正な生活習慣の習得
学校教育との連携を強化し、少年期の生活習慣の改善を図ります。
 - (3) 女性の健康づくり
 - ① 女性の医療の確保
女性がその健康状態に応じ、的確に自己管理を行うことができるよう、女性を対象とした健康教室や健康相談を実施するとともに、女性の特性に基づく医療が適切に受けられるよう、女性専用外来を充実するなど、生まれてから死ぬまで生涯を通じた女性の健康づくりを進めます。
 - ② 女性の健康に関する疫学調査の実施
女性に特有な健康問題について、性・年齢特異性を踏まえた保健医療施策を一層推進していくためには、女性の健康特性を明らかにする疫学調査が不可欠であり、疫学、女性医学等の専門家による検討会議を設置し、調査を実施します。
 - (4) ハイリスク妊婦への対策と周産期医療体制の整備
保健婦等による個別指導の徹底等、ハイリスク妊婦へのフォロー体制を確立するとともに、周産期母子医療センターなど周産期医療体制の整備を図ります。
 - (5) 高齢者の介護と医療の検討
寝たきり老人実態調査を実施し、寝たきりの原因を分析します。
また、心身の障害を負っても十分機能を回復・維持でき、寝たきり予防により安心した生活を送ることができるように、医療機関と地域が有機的に結びついた地域リハビリテーション体制づくりを進めます。
 - (6) 交通事故や自殺の減少
県民と一体となった交通安全運動を積極的に展開するとともに、県民が安全で快適に生活できる交通環境づくりを進め、平成12年全国ワースト3位であった本県の年間交通事故死者数を減少させます。
また、ストレスへの対処方法の普及啓発や過剰なストレスに起因する精神症状についての相談体制を整備し、自殺の減少に努めます。

(7) 生きがいづくりの促進

すべての県民が生きがいのある豊かな生活が送れるよう、芸術・文化・スポーツ・コミュニティ活動などへの参加を促進します。

以上の重点課題を踏まえ、SALT解析結果から疾病別、年代別に高い健康水準にある地域（安房地域の女性等）のライフスタイル（食事、所作、運動、睡眠など）を分析し、今後の健康づくりに生かします。

3 推進体制

県民一人ひとりの健康づくり運動を効果的に推進するためには、県民の健康づくりを支える環境（いつでも、どこでも、だれでもが、気軽に健康づくりを実践できる環境）の整備が必要です。

このためには、社会の幅広い分野の連帯と協力により、健康づくりのための環境づくりに総合的に取り組んでいきます。

(1) 県民運動の展開

県民の健康づくりの実践目標を県民一人ひとりが取り組み、県民運動として発展していくためには、個人の努力が基本となります。

しかし、個人の取り組みだけでは解決できない社会環境が、個々人の取り組みに関係してきます。

そのため、県民の健康づくりをより一層推進するためには、県民を取り巻く様々な団体が県民の健康づくり活動を支援していくことが不可欠であり、関係団体が連携をとりながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要と考えます。

そこで、健康関連団体や県民の代表などで構成する「健康づくりの県民会議」を立ち上げ、関係団体間の連絡調整を進め、相互に健康づくり事業の実施に際して協力や援助を行えるようネットワーク化を図ります。

(2) 健康づくりの情報提供

さまざまな健康情報があふれる中、健康づくり運動を推進していく上では、健康づくりに関する正確な情報が必要となります。

このため、正確な情報を迅速に提供する体制の整備に取り組む必要があると考えます。

そこで

- ① 疾病等の知識及び健康情報提供
- ② 生活習慣と疾病等に関する情報提供
- ③ 保健サービス、施設利用に関する情報提供
- ④ 外食料理の栄養成分表示の促進

などについて、様々なところで容易に情報が手に入るよう工夫します。

(3) 生活環境の改善

県民一人ひとりの健康を確保するためには、個人の自助努力のみではなく、健康を守る社会システムの改善や健康を支える環境の保全が必要です。

そこで、

- ① 健康について気軽に相談できるシステムの整備
 - ② 健康確保に取り組む人材やボランティアの育成
 - ③ 公共施設等における分煙、禁煙化の推進
 - ④ 総合的な医療提供体制の充実
 - ⑤ 緑とのふれあい面積の拡大
 - ⑥ 高齢者や障害者などの生活者の視点に立った安全で暮らしやすい街づくり
 - ⑦ 大気や水などの環境整備
- を目指していきます。

(4) 健康づくり運動を推進するための組織

健康づくりを効果的に進めるためには、県民一人ひとりが関係する学校、団体、企業、行政機関等の健康づくり運動が必要となります。

このため、各組織がそれぞれの特徴を活かしながら、健康づくりの役割を明確にしていく必要があります。

- ① 保育所、幼稚園では、園児に対し基本的な生活習慣を身につけるための教育・指導を積極的に行うことのほか、事故等の危険防止教育を行うとともに、保護者や家庭に対しても健康づくりの実践に向けた知識の普及を行う役割があります。
- ② 学校では、食生活・運動・喫煙防止などの基本的な生活習慣を形成するための教育を行うとともに、PTAなども活用しながら保護者や家庭に対しても健康づくりの実践に向けた知識の普及を行う役割があります。
- ③ 社会教育機関では、生涯教育の一環として、あらゆる年代の地域住民に対して生活習慣病予防や健康づくりに関する知識の普及を行う役割があります。
- ④ 企業では、職場の健康化に努めるとともに、社員やその家族に対し健康づくり実践に向けた知識の普及を行い、健康診断や事後指導を行うほか、職場での分煙やメンタルヘルス対策の推進を図る役割があります。
- ⑤ 健康保険組合等の保険者には、組合員等に対する各種健康診断の実施や事後指導の充実、健康教育やメンタルヘルス対策の推進を図る役割があります。
- ⑥ 地域で活動するボランティア団体、NPO法人、老人クラブなどの団体は、地域におけるネットワークを形成し、対象者に身近できめの細かい情報やサービスを提供することが期待されます。

これらに加えて、食生活改善推進員やヘルスサポーターなどは、健康づくりの指導者として活動する役割があります。

- ⑦ 市町村では、各種保健事業を実施するとともに、住民とともに地域の健康づくりを進め、市町村の健康課題を設定し目標を明らかにして改善を進めるほか、文部科学省が推進する「総合型地域スポーツクラブ」を支援する役割があります。
- ⑧ 保健医療専門家は、自らの専門性を活かして保健指導や実践指導を行う役割があります。
- ⑨ 県では、各組織との連携を図り、各機関が推進する健康づくり運動を支援するとともに、健康づくり運動の推進状況を把握及び評価し、必要な調査・研究を行い、県民の健康づくり運動を推進していく役割があります。

4 評価

健康ちば21の推進を図るため、目標値や重点課題に係る事項等について、各種統計指標の収集分析や評価に必要な調査を実施し、目標を達成するための具体的な諸活動の成果を適切に評価して、その実施方法等について工夫を行うこととします。

また、目標値は平成22年度を最終目標年度として設定していますが、平成17年度に中間評価を実施し、県民の健康課題や社会情勢の変化に伴う計画の見直しの必要性を検討します。

そして、最終年度である平成22年度には目標値の達成度を評価し、その後の計画に反映させます。